

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社奥村組（所在地 大阪府大阪市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成29年1月13日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 外山 幸博 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2

2. 指名停止措置期間：平成29年1月13日 ～ 平成29年3月12日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元名古屋支店土木部員は、中部地方整備局発注の「平成23年度紀勢線古里第1トンネル工事」の入札に関し、平成23年10月頃から平成24年1月頃、同整備局職員から加算点や同社が落札できる価格などを教えてもらった見返りに、平成24年2月上旬頃、商品券100万円相当を渡したとして、平成28年12月3日、官製談合防止法違反の容疑で愛知県警に逮捕された。同法違反容疑については、同年12月22日に名古屋地検より不起訴（起訴猶予）とされた。贈賄については、公訴時効が成立している。

5. 措置理由

上記有資格業者の元名古屋支店土木部員が、中部地方整備局職員に対して贈賄を行っていた事実が明らかになったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 件	期 間
1～14 略 （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 16 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内